3）業務内容　本業務は、三河港の港湾施設整備に伴う水産生物への影響評価を行うための現地調査（水産、底質、生物、流況、漁業実態調査）並びに現地調査データを使用したシミュレーターの再現性について、学識経験者の指導、助言を踏まえて検討を行うものである。

なお、本業務は技術提案の提出を求め、技術的に最適な者を特定するプロポーザル方式の対象業務である。また、具体的な実施方法については、プロポーザル方式に基づく手続きにおいて提出された技術提案の内容を受けて実施するものとする。

4）本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項とする。

・数値シミュレーションモデルを用いて、三河港北防波堤の整備に伴うアサリへの影響を定量的に評価する上での条件設定の考え方と考慮すべき事項

5）履行期間　契約締結日から平成29年3月31日まで

6）本業務は提出資料、見積を原則として電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることが出来る。

7）本業務は、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行業務である。

2　技術提案書の提出者として選定されるために必要な要件

技術提案書の提出者は、以下に示す参加表明者に関する要件及び業務実績等に関する要件を満たす全ての者を選定する。

1）参加表明者に関する要件

⑴　技術提案書の提出者は、次の①に揚げる資格を満たしている単体企業又は②に揚げる資格を満たしている設計共同体であること。

①　単体企業

ａ．予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び71条の規定に該当しない者であること。

ｂ．中部地方整備局（港湾空港関係）における平成27・28年度建設コンサルタント等業務に係る一般競争(指名競争)参加資格Ａ等級の決定を受けていること。

ｃ．会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(手続開始の決定を受けている者を除く。)

ｄ．中部地方整備局長から、指名停止等の措置要領（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ｅ．警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

ｆ．上記ｂに掲げる一般競争(指名競争)参加資格の申請をしていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定され、技術提案書を提出し、特定されるためには、技術提案書の特定通知日において当該資格の決定を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、当該者の「競争参加者の資格に関する公示」(平成26年10月１日付国土交通省東北地方整備局副局長他７者公示）別記に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。)の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、中部地方整備局総務部経理調達課（〒460―8517 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目１番36号ＮＵＰ・フジサワ丸の内ビル　電話052―209―6317）においても当該決定に係る申請を受け付ける。

②　設計共同体　①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(平成28年１月28日付中部地方整備局副局長）に示すところにより中部地方整備局副局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。)の決定を受けていること。

また、上記に掲げる設計共同体としての資格の決定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定され、技術提案書を提出し、特定されるためには、技術提案書の特定通知日において当該資格の決定を受けていなければならない。

⑵　技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　資本関係　次のいずれかに該当する二社の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

㈠　親会社と子会社の関係にある場合

㈡　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②　人的関係　次のいずれかに該当する二社の場合。ただし、㈠については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

㈠　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

㈡　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

2）参加表明書に関する要件

⑴　参加表明書の提出者に対する要件

①　参加表明書を提出する者は、平成18年度以降公示日までに完了した以下の何れかの「同種業務又は類似業務」実績を有する者であること。なお、設計共同体の場合は、代表者が「同種業務又は類似業務」の実績を有さなければならない。また、他の構成員は、本業務で実施を予定している分担業務について、平成18年度以降公示日までに完了した業務の実績を有さなければならない。

・同種業務：海域における①生物調査及び②事業に伴う環境影響予測に関する検討業務及び③漁業実態調査及び④水質調査及び⑤底質調査

※①～⑤の実績は別々の業務でも良い

・類似業務：海域における環境影響予測に関する検討業務

②　ただし、上記①の実績が全地方整備局の発注した業務（港湾空港関係に限る）の場合は、請負業務成績評定表の評定点が60点未満の場合は実績として認めない。

⑵　配置予定技術者に対する要件

①　配置予定管理技術者の資格に関する要件　配置予定管理技術者については、以下に揚げる資格等のいずれかを有すること。

イ）技術士(総合技術監理部門：「建設―河川、砂防及び海岸・海洋、建設―港湾及び空港、建設―建設環境、水産―漁業及び増養殖、水産―水産土木、水産―水産水域環境」)、(建設部門：「河川、砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、建設環境」)、(水産部門：「漁業及び増養殖、水産土木、水産水域環境」)又は博士（工学、農学）の資格を有している者

ロ）ＲＣＣＭ（河川、砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、建設環境、水産土木部門)(港湾関係の実務経験が３年以上ある者とする)、土木学会認定技術者（１級以上)、港湾海洋調査士（環境調査部門)、ＡＰＥＣエンジニア（Civil、 Structual、 Mechanical、 Industrial、 Environmental、 Information、Bio)

ハ）発注者が上記ロ）と同等の能力と経験を有すると認めた者

※上記ハ）発注者が上記ロ）と同等の能力と経験を有すると認めた者とは以下に掲げる者とする。

ａ．関連分野の著述、論文、委員会活動などの顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会から適格と認められた者

ｂ．関連分野の25年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会から適格と認められた者